

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地域名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新見市	神郷(坂根、河原、岩屋、野田、上油野)／ぶどう部会神郷支部	令和4年2月18日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	1.34 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1.34 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	0.76 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.76 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha
(備考)	

注1: ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

支部構成員が少数のため、離農による生産団地の縮小が懸念される。

耕作条件が不利な農地は継承も困難な状況であることに加え、産地を維持していくためにも中心経営体となり得る担い手等の確保が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内の農地利用については、中心経営体である個々の農家等が担うほか、担い手の確保を促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在の中心経営体が規模拡大する場合、当該ぶどう部会神郷支部の構成員が相互に情報共有を行うなど支部が中心となって支援していく。

今後、中心経営体となり得る就農希望者を受け入れる必要が生じた場合は、当該ぶどう部会神郷支部が中心となって受け入れ体制を整えていく。